

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

特別加入の対象となる事業として、歯科技工士法第二条に規定する歯科技工士が行う事業を新たに規定すること。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

第一の事業に係る第二種特別加入保険料率を千分の三とすること。

第三 施行期日

この省令は、令和四年七月一日から施行すること。